

住居表示による

会社等の変更登記の手引き

会津若松市

目 次

1. まえがき	P 1
2. このような場合に手続きが必要です	P 1
3. 会社等変更登記の期限（いつまでに）	P 1
4. 登録免許税	P 1
5. 会社等の本店（主たる事務所）の所在地の変更登記申請の方法	P 2
6. 会社等の支店（従たる事務所）の所在地の変更登記申請の方法	P 2
7. 代表者の住所の変更登記申請の方法	P 2
<記載例A> 本店等の所在地変更登記申請	P 3
<記載例B> 本店等所在地と代表者住所の変更登記申請	P 4
<記載例C> 代表者の住所変更登記申請	P 5
8. 会社等が所有する不動産の所有権登記名義人住所変更登記の申請方法	P 6
<記載例D> 法人所有不動産の変更登記申請	P 7
委任状の記載例	P 8

1. まえがき

「住居表示に関する法律」に基づく住居表示が実施されますと、その区域内にある会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事務所）の所在地又は個人の住所が変更されますので、本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局に、変更登記の申請をしていただく必要があります。

2. このような場合に手続きが必要です

- (1) 会社登記されている「本店」「支店」の所在地又は会社以外の法人の「主たる事務所」「従たる事務所」の所在地の表示が変更になった場合。
- (2) 株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役及び監査役、合名会社・合資会社・合同会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所、一般財団・一般社団法人の代表理事や、協同組合の代表理事等、登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になった場合。（以下「会社等」と総称し、会社について説明します）

※ 変更登記の申請をしないと、登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明や印鑑証明を請求する際に支障となる場合がありますので、すみやかに申請しましょう。

3. 会社等変更登記の期限（いつまでに）

住居表示の実施により、区域内にある会社（法人）の本店や支店（主たる事務所や従たる事務所）の所在地又は代表者の住所が変更になった場合、住居表示の実施日である令和6年10月21日から2週間以内に本店（主たる事業所）の所在地を管轄する法務局へ、変更登記申請をする必要があります。

※ 商業登記規則等の一部改正により、令和4年9月1日からは、支店（従たる事務所）の所在地においては、商業・法人登記申請を行う必要がなくなりました。

4. 登録免許税

登録免許税は、「住居表示変更通知書」又は「住居表示変更証明書」を添付することにより、免除されます。

※ 「住居表示変更通知書」は、令和6年10月頃に実施区域内の各事業所に郵送されます。

「住居表示変更証明書」は、住居表示実施日の令和6年10月21日（月）以降、交付申請に基づき、会津若松市役所市民課、各支所、各市民センターにおいて、必要な枚数を無料発行いたします。

会社等にかかる申請は、基本的に法人代表者が行うべきものです。

法人代表者でない従業員や代理人（司法書士など）が交付申請する場合、申請者（窓口申請に来る方）の身分証明書（社員証、資格証、運転免許証等）と、法人代表者が記名押印した委任状をご持参ください。

なお、実施日（令和6年10月21日）以前には交付できませんのでご注意ください。

5. 会社等の本店（主たる事務所）の所在地の変更登記申請の方法

(1)【本店（主たる事務所）】が、今回の住居表示実施地区内にある場合

今回の住居表示実施地区内に、本店がある会社等及び主たる事務所がある法人等は、「会社変更登記申請書」に必要事項を記載した登記申請書を作成し、「住居表示変更通知書」又は「住居表示変更証明書」を添付して、本店（主たる事務所）の管轄登記所である「福島地方法務局 法人登記部門」に提出してください。

P 3の〈記載例A〉を参照してください。

※郵送でも差し支えありません。その際は「登記申請書在中」と明記し、書留郵便（レターパック可）で郵送してください。

【宛先】

〒960-8021

福島市霞町1番46号（福島合同庁舎2階）

福島地方法務局 法人登記部門

(2)【代表者】が、今回の住居表示実施地区内に住所がある場合

会社等の役員の中に、今回の住居表示実施地区内に住所がある役員を含む場合、同一の変更登記申請書に記載して、代表者の住所変更登記を同時に申請できます。

P 4の〈記載例B〉を参照してください。

(3) 今回の住居表示実施地区内に、本店がある会社等及び主たる事務所がある法人等は、本店（主たる事務所）の所在地変更に伴い、会社や法人名義の全ての所有不動産について、「所有権登記名義人住所変更登記」が必要になります。P 7の〈記載例D〉を参照して下さい。

6. 会社等の支店（従たる事務所）の所在地の変更登記申請の方法

今回の住居表示実施地区内に、登記されている支店がある会社等及び従たる事務所がある法人等は、「会社変更登記申請書」に必要事項を記載した登記申請書を作成し、「住居表示変更証明書」を添付して、「本店（主たる事務所）の所在地を管轄する登記所」に申請してください。

※「住居表示変更通知書」が登記原因証明情報として認められるか否かについては、恐れ入りますが、本店（主たる事務所）所在地を管轄する法務局にご確認ください。

7. 代表者の住所の変更登記申請の方法

(1) 本店（主たる事務所）が今回の住居表示実施地区内にあるときは、本店（主たる事務所）の所在地の変更登記と同時に申請することができます。⇒P 4〈記載例B〉

(2) 本店（主たる事務所）が今回の住居表示実施地区になくても、会社や法人の代表者が今回の住居表示実施地区内に住所がある場合には、「代表者の住所の変更登記」を申請する必要があります。⇒P 5の〈記載例C〉を参照して下さい。

なお、株式会社は代表取締役の住所、有限会社は取締役の住所、法人や組合は、代表理事や理事として登記してある住所がありますのでご注意下さい。

(受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 1234-56-789012

1. フリガナ ○○ショウジカブシキガイシャ

1. 商号 ○○商事株式会社

本店の旧所在地を記載してください

1. 本店 福島県会津若松市門田町大字○○字○○123番地の4

1. 登記の事由 住居表示実施

1. 登記すべき事項 令和6年10月21日 住居表示実施

変更後の本店 福島県会津若松市飯寺南○丁目○番○号

本店の新所在地を記載してください

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

1. 添付書類 住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書 … 1通

市役所発行の、本店の住居表示変更証明書になります

委任状…………… 1通

上記のとおり登記の申請をします。

令和6年○○月○○日 ← 法務局への提出日

委任状は、代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

申請人 本店 福島県会津若松市飯寺南○丁目○番○号

商号 ○○商事株式会社

代表取締役 住所 ○県○市○町○番○号

氏名 若松太郎

法務局
届出印

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

代理人 住所 ○県○市○町○○

氏名 法務次郎 ㊞

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印します。

代理申請の場合、代表取締役の押印は必要ありません。

福島地方法務局 御中

(受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 1234-56-789012

1. フリガナ ○○コウギョウカブシキガイシャ

1. 商号 ○○工業株式会社

本店の旧所在地を記載してください。

1. 本店 福島県会津若松市門田町大字○○字○○567番地の8

1. 登記の事由 住居表示の実施による本店の変更
及び代表取締役の住所の変更

1. 登記すべき事項 令和6年10月21日 住居表示の実施による本店の変更

変更後の本店 福島県会津若松市飯寺南○丁目○番○号

本店の新所在地を記載してください。

令和6年10月21日 住居表示の実施による

代表取締役 若松太郎 の住所変更

変更後の住所 福島県会津若松市飯寺南○丁目○番○号

代表取締役の新住所を記載してください。

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

1. 添付書類 住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書 …… 1通

市役所発行の、本店の住居表示変更証明書になります

委任状…………… 1通

上記のとおり登記の申請をします。

委任状は、代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。印鑑届は不要です。

令和6年○○月○○日 ← 法務局への提出日

申請人 本店 福島県会津若松市飯寺南○丁目○番○号
商号 ○○工業株式会社

代表取締役 住所 福島県会津若松市飯寺南○丁目○番○号
氏名 若松二郎
電話番号 ○○○○-○○-○○○○

代理人 住所 ○県○市○町○○番地
氏名 法務次郎 印
電話番号 ○○○○-○○-○○○○

法務局
届出印

代理人が申請する場合のみ
記載し、代理人の印鑑を
押印します。代理申請
の場合、代表取締役の押
印は必要ありません

福島地方法務局 御中

(受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 1234-56-789012

1. フリガナ ○○ショウジカブシキガイシャ

1. 商号 ○○商事株式会社

本店の所在地

1. 本店 ○○県○○市○○町△丁目123番地の4

1. 登記の事由 住居表示の実施による代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 令和6年10月21日 住居表示の実施による

代表取締役 若松三郎 の住所変更

変更後の住所 福島県会津若松市飯寺南○丁目○番○号

代表取締役の新住所を記載してください。

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

1. 添付書類 住居表示変更証明書 1通

市役所発行の、代表者の住居表示変更証明書になります。

委任状..... 1通

上記のとおり登記の申請をします。

委任状は、代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。印鑑届は不要です。

令和6年○○月○○日 ← 法務局への提出日

申請人 本店 ○○県○○市○○町△丁目123番地の4

商号 ○○商事株式会社

代表取締役 住所 福島県会津若松市飯寺南○丁目○番○号

氏名 若松三郎

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

法務局
届出印

代理人 住所 ○県○市○町○○番地

氏名 法務次郎 印

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印します。

代理申請の場合、代表取締役の押印は必要ありません。

○○法務局 御中 ← 本店所在地を管轄する法務局に提出します。

8. 会社等が所有する不動産の所有権登記名義人住所変更登記の申請方法

(1) はじめに

登記簿に記載された不動産の所有者の住所等に変更があったときは、変更後の記載に改める必要があります。この場合の登記申請の目的は、「所有権登記名義人住所変更」となります。

この変更登記は、会社・法人の会社変更登記の完了後に、申請する事になります。

変更登記の申請先は、**不動産の所在地を管轄する法務局**であり、会津地方の不動産については、福島地方法務局若松支局となります。

なお、福島地方法務局若松支局における不動産の所有権登記名義人住所変更手続きは、登記簿・公図の更正作業のため、**令和6年11月25日以降**に受け付けます。

※ 事前の登記申請は受理されませんのでご注意ください。

(2) 所有権登記名義人住所変更登記に必要な書類

①登記申請書 P 7の**申請書記載例**を参考にして下さい。

②登記原因証明情報 (⇒住居表示変更証明書を添付)

所有権登記名義人住所変更登記には、次のような「登記原因を証明する情報」が必要になります。

住居表示により住所が変わった場合、申請に基づき市役所が発行する「**住居表示変更証明書**」又は会社・法人の変更後の履歴事項証明書になります。

※令和6年10月に郵送された「住居表示変更通知書」は、この所有権登記名義人住所変更登記には使えませんので、ご注意ください。

③ 代理権限証書 (⇒委任状)

不動産を所有する会社等の代表者が申請するのが原則ですが、本人が申請できない場合は、代理人（司法書士等）による申請となり、「委任状」が必要です。

④ 会社法人等番号

申請人である会社の会社法人等番号を記載してください。

なお、会社の登記事項証明書を添付する場合は、会社法人等番号の記載は不要です。

【お問合せ先】	福島地方法務局若松支局 登記部門 Tel 0242-27-1501 ※相談は予約制です。
---------	---

(3) 申請書記載上の留意事項

登記申請書は、A4判の上質紙に記載してください。（コピー用紙でも可）
記入は、パソコン(ワープロ)を使用して入力するか、黒インク又は黒色ボールペンを使用してください。鉛筆は使用できません。

(4) 登録免許税

所有権登記名義人住所変更登記に必要な登録免許税は、「**住居表示変更証明書**」を添付することにより、**免除**されます。

「住居表示変更証明書」は、住居表示実施日の**令和6年10月21日（月）**以降に、申請に基づき、会津若松市役所**市民課、各支所、各市民センター**において、必要な枚数を**無料発行**いたします。

申請書
記載例

(受付番号票貼付欄)

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 令和6年10月21日 住居表示実施
変更後の事項 本店 会津若松市飯寺南〇丁目〇番〇号
申請人 (本店) 会津若松市飯寺南〇丁目〇番〇号
(商号) 〇〇商事株式会社
会社法人等番号 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2
代表取締役 若 松 太 郎
連絡先電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

代表取締役ご本人が
申請するときは、ここに
押印して下さい

法務局
届出印

添 付 情 報

登記原因証明情報

本店の変更登記が完了した登記事項証明書が該当します。
なお、申請人欄に会社法人等番号を記載することで、登記事項証明書の添付を省略できます。

非課税証明書

市役所発行の「住居表示変更証明書」です。

代理権限証書

代理人が申請する場合の「委任状」です。

会社法人等番号 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2

代 理 人

住所 〇県〇市〇町〇〇
氏名 法務 三 郎 印
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印します。

代理申請の場合、代表取締役の押印は必要ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 申請

福島地方法務局 若松支局 御中

登録免許税

登録免許税法第5条第4号

不動産の表示
不動産番号

所在地番
地目積
地積

会津若松市飯寺南〇丁目
1 2 番 3
宅地
1 2 3 . 4 5 m²

不動産番号

所在地番
家屋番号
種類
構造
床面積

会津若松市飯寺南〇丁目1 2 番地の3
1 2 番 3
事務所
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
1階 4 3 . 0 0 m²
2階 3 8 . 2 0 m²

福島地方法務局若松支局の管轄外の土地・建物場合は、その管轄法務局へ提出します。

福島地方法務局若松支局の管轄外の土地の場合、その土地を記入しその管轄法務局へ送付が必要です

福島地方法務局若松支局の管轄外の建物の場合、その建物を記入し、その管轄法務局へ送付が必要です。

委任状の記載例

委 任 状

私は、住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 法務 次郎 を代理人と定めて、

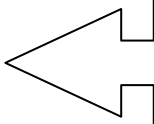
下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和6年10月21日住居表示実施

変更後の事項 本店 会津若松市飯寺南○丁目○番○号

不動産の表示

1. 会津若松市飯寺南○丁目○○番○の土地
2. 会津若松市飯寺南○丁目○○番地の○ 家屋番号○○番○の建物
3. 
4.

福島地方法務局若松支局の管轄以外の土地・建物の場合は
その土地・建物を記入します。
- 5.

令和○○年○○月○○日

(本店) 会津若松市飯寺南○丁目○番○号

(商号) ○○商事株式会社

代表取締役 若 松 太 郎

法務局
届出印

【注意】

司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、それを違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります（司法書士法第78条第1項）。

会社等の変更登記についてのお問い合わせ先

福島地方法務局 法人登記部門

〒960-8021 福島県福島市霞町1番46号

電話：024-534-1904

※ 相談は予約制です。

【住居表示についてのお問い合わせ先】

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所 市民課 総務グループ

電話：0242-39-1229（直通）

メール：simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp